

■支給までの流れ

① 利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談し、特定福祉用具販売事業所などを交えて、福祉用具の必要性や品目などの検討をします。

- ▶ ケアマネジャーは、在宅生活を送るために福祉用具の購入が必要である場合は、その理由をケアプランに記載します。
- ▶ 特定福祉用具販売事業所に配置されている「福祉用具専門相談員」（※）は、福祉用具の機能、使用方法、購入費などを説明します。

（※）福祉用具専門相談員は、福祉用具の選び方や使用方法のアドバイスを行う福祉用具の専門家です。福祉用具によっては設置に立ちあい、使い方を教えてくれます。

② 利用者は特定福祉用具販売事業所から福祉用具を購入し、全額を支払って、領収書を受け取ります。

③ 購入費支給申請書に、領収書や福祉用具の概要を記載したパンフレットなどを添えて、市に提出します。

④ 市は申請書一式を審査後、支給決定を行い、利用者に福祉用具購入費を支払います。

福祉用具を上手に使うことで、「自宅で入浴ができる」「トイレにスムーズに行ける」など、自分でできることが増え、自立した生活を実現することができます。

一方で、不適切な機器（用具）を使用すると逆に身体機能が低下する場合があります。福祉用具を購入する場合には、自らの判断で安易に使用せず、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員に相談しましょう。



問い合わせ 高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

住民告知端末を設置しましょう!!

月額基本料 住民告知端末+光インターネット 4210円（消費税別）

光インターネットとは? 超高速情報通信網の整備により、市内全域で光回線を利用した超高速で快適なインターネットができます。

◎特徴

- ▼ 超高速の通信速度で快適!
- ▼ テレビに接続して映像配信サービス（有料）も利用可能です!
- ▼ スマートフォンなどのWi-Fi接続が可能です!

4月号からシリーズでお知らせしている「住民告知端末」。災害情報などの緊急情報や行政情報など、大切な情報を音声でお伝えするもので、市は、全ての世帯に設置していただくようお願いしています。

今回は、住民告知端末とともに利用可能な光インターネットについてもお知らせします。

住民告知端末を設置しましょう!!
市の初期設定費用負担は
令和元(2019)年9月30日申請分まで!!



※別途、プロバイダとの契約・料金が必要
※ひかり電話と合わせて契約する場合は4260円（消費税別）

今なら初期設定費用などが無料! 住民告知端末を設置することにより、令和元年9月30日までに申し込めば、初期設定費用など22800円（税別）が無料に!

※住民告知端末の設置費用および使用料は無料です。（住民票のある建物への設置で、1回線につき1台まで）
※無料で設置するには、庄原市に住民票があるなど一定の要件があります。

問い合わせ
行政管理課広報統計係
☎0824-73-1159
または各支所総務室

在宅生活を支えるために 「住環境を整える介護保険サービス」

vol.2 福祉用具の購入について

■福祉用具購入費支給の目的



介護保険による福祉用具購入費の支給は、利用者が自宅で安心して生活を送ることや介護者の負担軽減を図ることなどを目的としています。

市が利用者の日常生活の自立を助けるために必要であると認めた場合に限り支給されます。

■支給対象となる福祉用具

福祉用具購入費の支給対象となる種目は、衛生上の観点から、貸与（レンタル）になじまない入浴や排せつなどに用いるもので、以下の①～⑤となります。

- ① 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
- ② 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
- ③ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用すり、浴槽内いすなど）
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

*広島県の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入した場合のみ対象となります。

*同一年度で1種目1回に限られています。ただし、破損や介護の必要性が高くなったなど、特別な事情があり、市が必要と認めるときは、同一種目について再び支給されます。



■支給対象者

介護保険の要支援または要介護の認定を受けている人

*「事業対象者」として、通所サービス・訪問サービスのみ利用している人は、介護保険サービスによる福祉用具購入費の支給はできません。希望する場合は、要介護認定が必要です。

■支給方法

利用者が購入金額の全額を支払い、その後申請をして介護保険給付分（7割～9割）の支給を受けるという「償還払い」を原則としています。

ただし、支給基準限度額を毎年4月から翌年3月までの1年間に福祉用具購入にかかった費用の10万円までとし、購入金額の10万円を超えた部分は全額利用者負担になります。

【例】利用者負担1割の人が、合計12万円の福祉用具を購入した場合】
支給基準限度額は10万円であるため、10万円の9割（9万円）を支給します。
10万円を超える部分の2万円と10万円の1割部分の1万円の合計3万円が利用者負担額となります。